「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」の概要

○ 公安委員会への届出

自動車部品を販売する目的で自動車を解体する者又は中古自動車を輸出する者(以下「事業者」という。)は、事前に公安委員会への届出が必要となります。

届出内容に変更が生じた場合も届出が必要です。

○ 標識の掲示

自動車の解体場所や保管場所ごとに、定められた事項を記載した標識を 掲げなければなりません。

○ 従業員名簿の備付

事業所には従業者名簿を備え付けなければなりません。 従業者が日本国籍を有していない場合は、在留資格などを確認し、名簿 に記載する必要があります。

○ 取引相手の確認

自動車を引き取るときは、相手の氏名などを確認し、その記録を3年間保存しなければなりません。

引き取る自動車が盗難自動車の疑いがある場合は、警察官に申告しなければなりません。

○ 良好な生活環境の確保

事業者は

- ・ 事業所周辺の道路では、安全で円滑な交通を確保する
- ・ 保管している自動車の倒壊を防止する
- ・ 燃料油などの流出防止や騒音を低減する

ことに努めなければなりません。

○ 自動車の保管命令

警察本部長又は警察署長は、引き取られた自動車が盗難の疑いがある場合には、その自動車などの保管を命令できます。

- 知事、公安委員会による指示 知事、公安委員会は、条例に基づき、事業者に必要な指示ができます。
- 〇 停止命令

公安委員会は、事業者が条例に違反したときや刑法第 256 条の罪などを犯 したときは、事業の停止を命令できます。

○ 土地貸付者の責務

土地又は建物の貸付者は、事業者との契約において

- ・ 盗難自動車を引き取らないこと
- ・ 盗難自動車を引き取っていることが判明したときは、契約を解除できること

を定めなければなりません。

○ 土地貸付者に対する勧告

公安委員会は、盗難自動車が引き取られていると認めるときは、土地又は 建物の貸付者に対し、必要な措置をとるように勧告できます。

その者が勧告に従わないときは、勧告の内容などを公表できます。

○ 立入調査

知事及び公安委員会は、事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができます。

警察職員などは、調査のため事業所に立ち入り、関係者に質問することができます。

○ 主な罰則

- ◆ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 停止命令に違反した場合
- ◆ 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ・ 開始の届出をしなかった場合
 - ・ 取引相手の氏名や、引き取る自動車の所有者などを確認しなかった 場合
 - ・ 保管命令に違反した場合
- ◆ 30万円以下の罰金
 - ・ 変更の届出をしなかった場合
 - ・ 従業員名簿を備え付けなかった場合
 - ・ 立入調査を拒否した場合